

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 個人の資産形成と税制

昨年「老後 2000 万円必要問題」が話題となり、個人の資産形成に関心が高まっています。
サラリーマンの個人資産形成の様々な手段について、その特徴および税務上の取扱いをまとめました。

<資産形成の手段と税務上の取扱い>

手段		所得税等の取扱い		特徴
		拠出時(所得控除)	受給時	
企業年金	個人型拠出年金 (iDeCo)	掛金 → 全額控除	年金：雑所得 → 公的年金等控除 一時金：退職所得 → 退職所得控除	加入年齢 60 才未満 ※1 掛金限度あり ※2 運用益：非課税 原則 60 才まで引出し不可 小規模事業者掛金納付制度あり ※3
	企業型拠出年金 (マッチング拠出) ※4			加入年齢 65 才未満 ※1 掛金限度あり ※2 iDeCo との併用不可
	確定給付年金 (加入者拠出)	個人年金保険料 → 最高 4 万円まで 控除		加入者個人も拠出可(原則 事業者負担) 掛金限度なし(運用状況により追加拠出)
その他	個人年金保険		雑所得(受給額－受給額対応保険料)	加入年齢上限は各保険会社の定めによる
	財形年金	なし	非課税	加入年齢 55 才未満
	つみたて NISA	—	—	加入年齢上限なし 投資上限：年間 40 万円 運用益：非課税(投資時より 20 年間) 引出し自由 一般 NISA との併用不可

※1 2022年5月より加入年齢が iDeCo 65 才未満、企業型拠出年金 70 才未満へと拡大されます。

※2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/taishousha.html> (厚生労働省 HP)

※3 一定の小規模事業者が個人掛金に追加して掛金を拠出(損金算入)でき個人側では所得税非課税です。

※4 拠出限度額の範囲内で加入者個人が追加拠出することができます。

お見逃しなく！

小規模企業の役員は小規模企業共済も利用可能です。税務上の取扱いは iDeCo 同様であり、支払った掛金に応じて無担保借入が可能のため iDeCo より現金引出しの自由度が高くなります。